

公 表 第 9 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年4月26日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	塙 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

基金の管理と運用について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
13	会計室	会計室	<p>第3章 基金の管理と運用について</p> <p>11. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 基金運用を担当する出納室の体制を強化すべきである。(意見)</p> <p>平成25年度末の基金残高は現金預金が23,501百万円、国債などの債券が6,294百万円、貸付金が752百万円である。このうち、債券と貸付金は長期で運用されており、出納室が日々運用を検討しているのは現金預金の23,501百万円である。この現金預金は期中は現先取引、譲渡性預金、大口定期預金や短期の貸付金などで運用され年度末に殆どが普通預金や決済性預金に戻されている。短期の延べ運用額は貸付金も含めて4,456億円にも上る。この膨大な基金の運用を担当する出納室のメンバーは主幹、課長補佐2名、主査、資金担当職員の5名である。資金の運用にはそれなりの専門的知識が必要であるが、少人数で効率的な運用が行われているのは経験によるところが大きい。異動の多い地方自治体の人事の中では比較的異動が行われていない部署といえる。資金を扱う部門では特に内部統制を強化した組織が要請される。専門性が高い職務であるため後継者が育ちにくいことも含め、相互に補完しあえる余裕をもった体制づくりが必要である。</p>	意見	<p>金利の変動が国内外の影響を受け、資金運用業務にとって厳しい状況が続いています。会計室内での情報と知識の共有をはじめ、担当職員の育成および補完しあえる体制づくりを行っています。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
14	会計室	会計室	<p>第3章 基金の管理と運用について</p> <p>11. 監査の結果及び意見</p> <p>(3) 長期運用可能な基金の増加を検討すべきである。(意見)</p> <p>直近5年間の基金の運用収益の平均利回りは0.3～0.4%で推移している。長期の債券で運用している基金の平均利回りは近年下がってきてはいるが1%近辺で推移している。平成25年度では長期の債券で運用された基金は残高7,095百万円に対し運用収益は67百万円確保しており平均利回りは0.95%となっている。これに対し短期で運用された基金は残高23,501百万円に対し、運用収益は9,473千円であり平均利回りは0.1%以下である。短期運用の基金は年度末には普通預金か決済性預金で保有しておかねばならず、利回りのいい商品はあまり無いため運用収益の増加には限界がある。全体の基金の中で長期で運用されている基金の割合は全体の2割程度であり、長期運用できる基金を増やすことができれば運用収益の増加に大幅に寄与することができる。しかし、基金にはそれぞれ目的があり、取り崩しを要する事態が生じれば基金の引き出しが可能な形で運用していなければならないという制約がある。現在、長期の債券で運用されている基金は総合政策部所管の基金などで政策的に長期に保有しておく必要があり、長期で運用しても影響が出ないような基金に限られている。その他の所管課の保有する基金については目的がある基金を長期で拘束されることはリスクがあるため長期で運用することが難しいのが現状である。</p> <p>個々の基金でみた場合はリスクに備えて全額について流動性を確保しておく必要があるが、全体として考えた場合、つまり突発的に個々の基金に多額の取崩を必要とする事態が生じたとしても基金全体で、ある程度の流動性が確保されており、取り崩す事態が生じた基金に現金が融通できるのであれば、23,501百万円の預金で保有されている基金のすべてに流動性が確保される必要はなく、そのうちの何割かは長期の債券の購入などに回すことができ、運用収益を多く得られるようになる。</p> <p>各部署が保有する基金の内容や取崩し要因が生じた場合の必要額を精査し、基金全体として流動性が要求される額を余裕を持って算定し、個々の基金に多額の取崩が生じた場合はこの中から支払が確保されるような仕組みを作り、何割かを長期で運用できるような協議ができる体制づくりを検討すべきである。</p>	意見	<p>超長期債券による運用しか、運用益が見込めない状況が続いています。しかしながら、ご意見のとおり、長期運用が可能な基金は限られております。今後の継続的な長期運用を行うための、基金全体での流動性の確保等、関係部局と協力しながら随時検討を行っております。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
88	市民文化部	久留米シティプラザ推進室	<p>第7章 各種基金の現状(詳細)について</p> <p>11. 久留米市総合都市プラザ整備基金</p> <p>7意見</p> <p>基金の取崩し方針につき担当課に質問を行ったところ、条例に規定している基金設置の目的に沿って、平成28年の久留米シティプラザの開館時期に備品購入費等の財源として全て取崩し、基金を廃止する方針であるという回答を得た。また、このことは久留米市市民文化部久留米シティプラザ推進室内部でコンセンサスを得ているとの事であった。</p> <p>そこで、基金の取崩し時期や、基金の使用内容が確認できる文書を包括外部監査のための資料として作成するよう担当課に依頼した。その文書の内容は以下のとおりであった。</p> <p>「久留米市総合都市プラザ整備基金については、多額の一般財源が必要になると見込まれる平成27年度を中心に活用したいと考えており、久留米シティプラザ整備事業において補助金や地方債の対象とならない消耗品や備品購入費等の一部に充当するよう予算要求しているところである。また、基金の処分にあたっては、関係部局との協議のうえ、活用時期及び充当先を決定したいと考えている。」</p> <p>なお、この文書は久留米シティプラザ推進室の担当部長の押印のある決裁文書の形式をとり、久留米シティプラザ推進室で保存されている。</p> <p>よって、基金が平成27年度を中心に消耗品費や備品購入費等の一部として充当された事や、今後明確な目的がなく一般財源から新たな積立てがなされていないかを、平成27年度以降も確認していく必要があると考える。</p>	意見	久留米市総合都市プラザ整備基金については、平成27年度に関係部局と協議のうえ、施設整備の財源として充当し、基金の活用を図りました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
175	協働推進部	地域コミュニティ課	<p>第7章 各種基金の現状(詳細)について 27-(3). 久留米市城島地域振興基金 4城島地域振興基金10年間の取崩状況 (2) 校区コミュニティ施設整備事業 意見 校区コミュニティセンター整備については、現在小学校区ごとに整備が行われているが、少子高齢化が進行しており、将来的には学校施設の統廃合の必要も生じるものと思われる。 今後、校区コミュニティセンター整備を行う際には、将来の人口推計も考慮したうえで施設規模等を検討していく必要があるものと考えられる。</p>	意見	<p>校区コミュニティセンターは校区住民の校区まちづくり活動の拠点施設として、自ら設置されているものです。地域の人口が減少することで、施設の修繕費に関する地元住民一人ひとりの負担が増えることは大いに想定されます。 よって、建替え等を実施される場合には、施設規模などについて十分な検討を行っていただくよう、随時助言を行っております。 なお、平成28年度の校区コミュニティセンターの建替えに際しましては、この点について、校区内で十分な検討をされるよう助言を行いました。</p>

平成26年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況等

基金の管理と運用について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
117	教育部	学校教育課	<p>第7章 各種基金の現状(詳細)について</p> <p>18. 久留米市特別奨学金基金</p> <p>3結果</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>久留米市特別奨学生は、久留米市特別奨学金奨学生募集要綱にもとづき久留米市奨学金奨学生審査委員会により審議人選されるのであるが、収入基準額による審査は申請年度1回のみであり、1年生時に選考された場合、2年生3年生時に収入基準額の再審査は行われていない。これは久留米市特別奨学金奨学生募集要綱第7条(特別奨学金の廃止又は停止)の中に奨学金受給後の経済状況好転条項が明確に記されていない為である。</p> <p>第7条に(1)第3条(受給支格)に規定する資格を欠いたときとあり、第3条(3)経済的理由により学資の支弁が困難な者とあることから経済状況好転の場合、自主的辞退を促しているのであろうが収入基準額の算定は複雑であり受給者に委ねるべきではない。</p> <p>平成26年度応募状況は、募集定員10名に対し46名の応募がある。受給を切望する学生が多数いる現実がある中、既受給者にも毎年収入基準額の審査を行う事を求める。</p>	指摘	<p>久留米市特別奨学金基金条例は、平成28年3月31日をもって廃止し、特別奨学金の給付は平成27年度をもって終了しました。</p> <p>平成28年4月1日施行の改正久留米市奨学金条例に基づき、新たな久留米市奨学金制度において、中学校在学中の予約募集に加え、高校進学後も在学募集を実施しています。</p> <p>なお、受給を切望する学生が多数いる現実を鑑み、ご指摘のとおり、奨学生決定後も毎年度、収入状況の審査を行い、経済状況が好転した世帯の生徒は奨学生の資格を欠く者として給付を廃止し、資格要件を満たす補欠登録者を順次繰り上げ採用して給付を実施しています。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
117	教育部	学校教育課	<p>第7章 各種基金の現状(詳細)について</p> <p>18. 久留米市特別奨学金基金</p> <p>3結果</p> <p>(2)意見</p> <p>久留米市特別奨学金基金は、資金が枯渇すること又平成26年度より国の新たな奨学給付金制度が創設されたこと等、基金の状況が設置当時と現在では違ってきており、久留米市奨学金と併せて今後の奨学金制度のあり方を検討している最中との回答を得たが、未来の久留米市を担う人材育成の為に久留米市特別奨学金基金の継続又は久留米市が主体性を発揮できる新たな奨学金基金の創設が望まれる。</p>	意見	<p>久留米市特別奨学金基金の枯渇に併せて基金条例は廃止しますが、今後、奨学金目的での寄附申し込みがあれば教育振興基金として受納し、活用していく予定です。</p> <p>なお、平成28年4月1日施行の改正久留米市奨学金条例において、国の奨学給付金制度を効果的に活用するため、併給を認めています。</p>